

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の改正の概要について

1 改正の対象となる条例

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年小樽市条例第27号)

～児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等^(※)の設備及び運営に関する基準を定めるための条例です。条例で定める基準は、原則として「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。)」に規定される基準のとおりとしています。

※家庭的保育事業等とは家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいいます。

2 国及び北海道の改正内容

(1) 基準省令の改正内容については次のとおりとなっています。

- ① 小規模保育事業A型及び事業所内保育事業の職員配置の特例(平成28年4月1日施行)
 - a 設備運営基準による必要保育士数が1名となる場合は、保育士1名のほかに市町村長が認める者を配置できる。
 - b 保育士数の算定において、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。
 - c 利用定員の総数に対する必要保育士数と、開所時間を通じて必要となる保育士数の差の範囲内において、市町村長が認める者を保育士とみなすことができる。
 - d 上記b及びcのいずれの場合においても、保育士資格を有しない者の合計数は各時間帯に必要となる保育士数の3分の1を超えてはならない。
- ② 建築基準法施行令の改正による設備基準の改正(平成28年6月1日施行)
 - ・4階以上に保育室等を設ける場合の、避難用屋内階段について、一定の構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

(2) 北海道の関係条例等の改正内容は次のとおりとなっています。

- ① 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
(平成28年7月19日施行)
- ② 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例
(平成28年7月19日施行)
- ③ 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則
(平成28年7月19日施行)

- a 必要保育士数(認定こども園においては必要保育教諭数。以下同じ。)が1名となる場合は、保育士(認定こども園においては保育教諭。以下同じ。)1名のほかに知事が認める者を配置できる。
- b 保育士数の算定において、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。
- c 利用定員の総数に対する必要保育士数と、開所時間を通じて必要となる保育士数の差の範囲内において、知事が認める者を保育士とみなすことができる。
- d 上記b及びcのいずれの場合においても、保育士資格を有しない者の合計数は各時間帯に必要となる保育士数の3分の1を超えてはならない。
- e 特例を適用する場合は、施設の設置者は知事に届け出なければならない。
- f 特例が適用される施設は、知事が別に定める地域に所在する施設で、過去3年以内に勧告等を受けていない施設に限る。

なお、関係条例等の改正内容はいずれも国の基準省令の改正内容と同様となっていますが、施設が特例を適用するためには、知事に対する事前協議及び届出を必要としています(事前届出制)。

また、「知事が認める者」とは、子育て支援員研修のうち専門研修の「地域保育コース」を修了した子育て支援員、又は家庭的保育者等研修事業による研修を修了した家庭的保育者のいずれかに該当する者としています。

3 市の条例改正の内容

国の基準省令及び北海道の条例・規則の改正においては、いずれも職員配置に関する改正内容については、あくまで特例の適用を受けることもできるものとしていることから、小樽市においても職員配置に関しては、北海道の事前届出制を参考に、国の基準のとおり改正します。

また、建築基準法施行令の一部改正に伴う施設設備基準の改正については、施設利用者の安全確保のため必要とされるものであり、こちらについても国基準どおりとします。

改正のスケジュールは、市議会の平成29年第1回定例会に条例改正案を提出し、平成29年4月1日施行を目指します。